

# 贈与税にかかる住宅性能証明書の業務要領

株式会社 J 建築検査センター

この住宅性能証明書の発行業務要領は、株式会社J建築検査センター（以下「J」という。）が「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に係る平成 27 年度税制改正について（平成 27 年 4 月 1 日 国土交通省住宅局）、および同一部改正について（平成 28 年 4 月 1 日 国土交通省住宅局）」に基づいて実施する住宅性能証明書の発行に関する業務について適用する。

## 第一章 用語の定義

1. 「租特法」とは、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）をいう。
2. 「租特政令」とは、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）をいう。
3. 「震災特例法」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）をいう。
4. 「震災特例政令」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成 23 年政令第 112 号）をいう。
5. 「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅をいう。
6. 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
7. 「評価方法基準」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）をいう。

## 第二章 贈与税非課税措置の概要（住宅性能証明書に関する制度）

租特法等及び震災特例法等の平成 27 年度改正により、直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が拡充・延長（平成 27 年 1 月 1 日以降の贈与により住宅を取得等した場合が対象）されることとなった。

これらの改正のなかで、贈与税非課税限度額の 500 万円加算（以下「非課税限度額加算」という。）の対象家屋として適合すべき基準及び対象家屋であることを証する書類として、以下のものが定められた。J では表 1 の評価方法基準に基づき図面審査及び現場検査を行う。ただし、表 2 の対象家屋であることを証する書類を提出された場合は図面審査に代えることができる。

図面審査及び現場検査に適合している場合、住宅性能証明書を発行する。

表1 非課税限度額加算の対象基準

評価方法基準に基づき次のいずれかの基準とする。

住宅の新築又は新築住宅の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱等性能等級の等級4</li> <li>・一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5</li> <li>・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の等級2又は等級3</li> <li>・その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）の免震建築物</li> <li>・高齢者等配慮対策等級（専用部分）の等級3、等級4又は等級5</li> </ul>
----------------	--

表2 非課税限度額加算の対象家屋であることを証する書類

次のいずれかの書類とする。

住宅の新築又は新築住宅の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅性能証明書（※1）</li> <li>・建設住宅性能評価書の写し</li> <li>・認定長期優良住宅に係る認定通知書</li> <li>・低炭素建築物新築等計画認定通知書</li> </ul>
----------------	---

※1 指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行

### 第三章 住宅性能証明書 審査・発行業務の要領

#### ① 業務の対象建築物

住宅性能証明書の発行業務の対象建築物は、新築の住宅建設時とします。申請の時期は着工前、着工後を問わないものとし、現場検査時期前に業務依頼を受け付けることを原則とする。

#### ② 図面審査、現場検査の実施者

図面審査の実施者は、建築基準法第77条の24第2項の規定により選任を受けた確認検査員が実施を行う。確認検査員が実施を行えない場合には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第13条の規定により選任を受けた評価員が実施を行う。

#### ③ 図面審査に必要な提出図書

図面審査に必要な提出図書は、表3のとおりとする。また、設計住宅性能評価又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査・低炭素建築物技術的審査等をJに同時に申請する場合においては、図面審査に必要な提出図書のうち設計住宅性能評価又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査・低炭素建築物技術的審査等の提出図書と重複するものは省略することができる。

表3 図面審査に必要な提出図書（正副2部）

断熱等性能又は一次エネルギー消費量	耐震又は免震	高齢者等配慮対策
<p><b>図面審査</b></p> <p>① 受付表 ② 発行依頼書 ③ 設計内容説明書 ④ 付近見取り図 ⑤ 配置図 ⑥ 各階平面図 ⑦ 立面図 ⑧ 断面図又は矩計図 ⑨ 仕様書等 ⑩ 断熱等性能又は一次エネルギー消費量計算書</p> <p><b>設計変更時</b></p> <p>① 変更申告書 ② 変更前・変更後の図書</p> <p><b>現場検査</b></p> <p>① 施工状況報告書 ② 納品書 ② 施工状況報告書を補足する写真、図書</p> <p><b>竣工検査完了後</b></p> <p>① 登記簿写し</p>	<p><b>図面審査</b></p> <p>① 受付表 ② 発行依頼書 ③ 設計内容説明書 ④ 付近見取り図 ⑤ 配置図 ⑥ 平面図 ⑦ 立面図 ⑧ 断面図又は矩計図 ⑨ 基礎伏せ図 ⑩ 基礎断面図 ⑪ 各階床伏図 ⑫ 小屋伏図 ⑬ 仕様書等 ⑭ 部材リスト ⑮ 構造計算書</p> <p><b>設計変更時</b></p> <p>① 変更申告書 ② 変更前・変更後の図書</p> <p><b>現場検査</b></p> <p>① 施工状況報告書 ② ミルシート ③ 強度試験報告書 ④ 納品書 ② 施工状況報告書を補足する写真、図書</p> <p><b>竣工検査完了後</b></p> <p>① 登記簿写し</p>	<p><b>図面審査</b></p> <p>① 受付表 ② 発行依頼書 ③ 設計内容説明書 ④ 付近見取り図 ⑤ 配置図 ⑥ 各階平面図 ⑦ 立面図 ⑧ 断面図又は矩計図 ⑨ 仕様書等</p> <p><b>設計変更時</b></p> <p>① 変更申告書 ② 変更前・変更後の図書</p> <p><b>現場検査</b></p> <p>① 施工状況報告書 ② 施工状況報告書を補足する写真、図書</p> <p><b>竣工検査完了後</b></p> <p>① 登記簿写し</p>

#### ④ 受付審査の実施

Jは、申請者から住宅性能証明図面審査の申請があった場合は、住宅性能証明書審査申請書の正本に表3の図書が添付されていること並びに以下の事項について確認する。

1. 申請のあった住宅が、機関の定める設計住宅性能評価業務を行う区分に該当すること。
2. 申請のあった住宅の建て方（一戸建ての住宅か共同住宅等）の確認をすること
3. 申請に評価書等の添付がある場合は、その書類の確認をすること
4. 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと

#### ⑤ 業務の引受

Jは提出図書に特に不備がない場合には申請者に対して「引受承諾書兼請求書（以下 別記様式1号）を交付する。

#### ⑥ 図面審査の実施

Jは図面審査の実施にあたり「住宅取得等に係る贈与税の非課税措置の住宅性能証明書の発行依頼書（以下 別記様式1号）」の【確認する性能】に応じて評価方法基準を審査する。

提出された図書の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

#### ⑦ 図面審査の結果通知書の発行

Jは図面審査を行った後、入金を確認し「現場検査通知書（以下 別記様式2号）」を申請者に発行する。

#### ⑧ 図面審査適合後 設計変更時の提出書類受理

申請者は図面審査適合後で現場検査前に設計・仕様等の変更がある場合は、変更申告書を提出する。変更申告書に添付する図書は表3の通りとする。

#### ⑨ 現場検査の予約と提出書類受理

申請者は表4の現場検査時期を超える前に「JAICポータル」「検査予約」にて現場検査の予約を行う。予約を行った後、かつ現場検査を行う前に申請者から表3の現場検査時の提出書類を受理する。

現場が東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県以外は出張交通費を請求する。

表4 現場検査の時期は、以下のとおりとする。

断熱等性能又は一次エネルギー消費量	1回目 内装下地張り直前の工事完了時
	2回目 竣工時
耐震又は免震	1回目 基礎配筋工事完了時
	2回目 躯体工事完了時 ※1
	3回目 竣工時
高齢者等配慮対策	竣工時
※1 階数が4以上（地階を含む）の建築物である住宅の場合、最下階から数えて2階及び3に7の自然数倍を加えた階の床の躯体工事の完了時	

⑩ 現場検査の実施

Jは施工状況報告書、その他提出図書と現場の整合性を検査する。検査方法は表5の事項を目視、計測、施工関連図書等の確認（工事写真の確認、ヒアリング等を含む）により現場検査を行う。

表5 現場検査時確認事項

断熱等性能又は一次エネルギー消費量	耐震又は免震	高齢者等配慮対策
<b>躯体の断熱性能 （種類、厚さ、施工状態）</b> 1. 屋根又は天井の断熱 2. 壁の断熱 3. 床の断熱 4. 土間等の断熱  <b>開口部の断熱性能等</b> 1. 窓等の仕様 2. ドアの仕様  <b>開口部の日射遮蔽</b> 1. 庇、軒の必要箇所 2. レースカーテン、ブラインド等の設置状況 3. ガラス等の仕様	<b>基礎</b> 基礎の配置、根入れ深さ、立上部分の高さ、立上部分の厚さ、基礎底盤の寸法、主筋の径、主筋の位置、補強筋の径、補強筋の位置、開口部周辺の補強、コンクリート品質  <b>部材の品質</b> 部材の品質  <b>土台・柱等</b> 柱の小径、土台の継手位置、アンカーボルトの品質、アンカーボルトの埋込長さ、アンカーボルトの位置  <b>耐力壁</b> 筋かい耐力壁の位置・長さ、筋かいの種類・断面、面材耐	<b>出入口の幅</b> 玄関・便所・浴室・脱衣室・特定寝室・EV  <b>出入口の段差なし</b> 便所・浴室・脱衣室・特定寝室  <b>出入口の段差寸法</b> 玄関・バルコニー  <b>手すりの設置</b> 玄関・便所・浴室・脱衣室  <b>その他</b> 1. 玄関上がり框の段差 2. 洋便器

<p><b>結露発生の防止対策等</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防湿層の設置</li> <li>2. 通気層の設置</li> </ol>	<p>力壁の位置・長さ、面材の種類・厚さ、くぎ種類・留付状態</p> <p><b>準耐力壁</b></p> <p>準耐力壁の位置・長さ、たれ壁・腰壁の位置・長さ、たれ壁・腰壁の幅と両隣の状況、面材の種類・厚さ、面材の高さ、くぎ種類・留付状態</p> <p><b>床組</b></p> <p>火打ちの種類・位置、火打ちと取り合う梁、火打ちの留付け状態、面材の種類・厚さ、根太の寸法・間隔、根太の取付け工法、くぎ種類・留付状態</p> <p><b>屋根面</b></p> <p>屋根勾配、面材種類・厚さ、垂木寸法・間隔、くぎ種類・留付状態</p> <p><b>接合部</b></p> <p>接合金物の品質、筋かい端部の接合部、柱頭・柱脚の接合部、床・屋根の接合部、胴差と通柱の接合部</p> <p><b>横架材</b></p> <p>床大梁の断面・間隔、床小梁の断面・間隔、小屋梁の断面・間隔、胴差の断面、根太の断面、間隔、垂木断面・間隔</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>3. 便所の広さ</li> <li>4. 浴室の広さ</li> <li>5. 廊下の幅</li> <li>6. 階段の蹴上寸法</li> <li>7. 階段の踏面寸法</li> <li>8. 階段の手すり</li> <li>9. 階段の蹴込寸法</li> <li>10. 階段の蹴込板</li> <li>11. 階段の滑り止め</li> <li>12. 周り階段の構成</li> <li>13. 階段の形状</li> <li>14. 特定寝室の広さ</li> <li>15. 日常生活空間の確保</li> <li>16. 畳コーナーの面積</li> <li>17. 畳コーナーの位置</li> <li>18. 畳コーナーの開口</li> <li>19. 畳コーナーの段差</li> </ol>
---	---	---

#### ⑪ 住宅性能証明書の発行

Jは図面審査及び現場検査（竣工時）を行った後、申請者は建物登記を行い、登記簿をJに提出することとする。登記簿に記載される家屋番号を確認した後、申請者に対して住宅性能証明書（国交告第390号別表又は国交告第393号別表）（以下「証明書」という。別記様式3号）を発行する。

ただし、提出図書の内容が基準に不適合の場合又は明らかな虚偽がある場合は、申請者に対して住宅性能証明書不適合通知書を発行する。

#### ⑫ 電子申請 電子情報処理組織による受領、発行

Jは第三章 ①～⑨に掲げる申請は、あらかじめJと協議したうえでJが指定する方法で電子情報処理組織にて申請を行うことができる。

電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がJの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にJに到達したものとみなす。

申請に係る電磁的記録がJの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、Jの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。

電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要なとする部数の提出があったものとみなす。

電子申請において申請図書等の一部を書面で提出する場合は、Jは申請者に対し申請前に識別番号を付与するとともに、識別番号により書面の部分と電磁的記録の部分を一体の申請図書等として適切に管理し、審査等を行う。

### 第四章 適確な業務の実施

#### ① 秘密保持

J並びにJの実施者は、この図面審査・現場検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しない。

#### ② 帳簿の作成・保存

Jは、次の（1）から（11）までに掲げる事項を記載した証明書の発行業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明書の発行業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存する。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
2. 証明書の発行業務の対象となる建築物の名称
3. 証明書の発行業務の対象となる住宅の家屋番号及び所在地
4. 証明書の発行業務の対象となる住宅の建て方
5. 証明書の発行業務の対象となる住宅に適用した住宅性能
6. 図面審査の申請を受けた年月日

7. 審査員の氏名
8. 住宅性能証明書発行手数料
9. 証明書の発行を行った年月日 又は不適合通知書の発行を行った年月日
10. 同一物件の確認交付番号およびその他の交付番号
11. 電子申請データ NO

上記に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じて J において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって「帳簿」に代えることができる。

### ③ 住宅性能証明書の再発行

申請者から紛失等による証明書の再発行の依頼があった場合、証明書に再発行である旨と再発行日を記載して発行する。建築主等の氏名が変わっている場合、申請者からの購入履歴と本人性の確認を行う。

### ④ 書類等の保存期間

J は書類等の保存帳簿は図面審査業務の全部を終了した日の属する年度、図面審査用提出図書および証明書の写しは証明書の発行を行った日の属する年度から 5 事業年度保管する。

(附則) この要領は平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

改訂 2021 年 6 月 10 日から施行する。

受付番号 第 ●●●●●● 号

## 引受承諾書 兼 請求書

●●●●●● 御中

東京都渋谷区渋谷1-13-9  
 渋谷たくぎんビル 5階  
 株式会社 J 建築検査センター  
 代表取締役 丹野 智幸  
 取扱店 ●●●●●●

●●●●●● 付で申請された下記物件について、下記の通り引き受けることを承諾します。  
 証明にあたっては、当機関住宅性能証明書審査発行業務約款を遵守します。

### 記

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1. 引受業務         | 住宅性能証明書       |
| 2. 住宅の所在地(住居表示) | ●●●●●●        |
| 3. 住宅又は建築物の名称   | ●●●●●●        |
| 4. 住宅の建て方       | 一戸建ての住宅       |
| 5. 住宅の構造        | 木造            |
| 6. 確認する性能       | 一次エネルギー消費量等級5 |

尚、住宅性能証明書は検査済証発行後、建物の登記簿謄本の写し等(家屋番号と地名地番がわかるもの)を提出してもらってからの発行となります。

担 当 支 店	●●●●●●
証 明 書 料 金	●●●●●●
問 い 合 わ せ 番 号	第 ●●●●●● 号

上記の審査料金を設計検査合格前日までに、下記の銀行までお振り込みをお願い申し上げます。

お振込予定日 ●●●●●●

※お振込の際、お手数ですが、お振込人の氏名の前に[ ●●●●●● ]を入力ください。

＜ 料金振込先 ＞					
三井住友銀行	新宿西口支店	普通預金	9516861	カ)	ジェイケンテクケンサセンター
三菱東京UFJ銀行	渋谷明治通支店	普通預金	3096813	カ)	ジェイケンテクケンサセンター
みずほ銀行	八重洲口支店	普通預金	2206068	カ)	ジェイケンテクケンサセンター

令和3年6月4日  
 受付番号 第 ●●●●●●●● 号  
 JAICポータルデータNo. ●●●●●●●●

## 現場検査通知書

●●●●●●●●

御中

下記の物件に係る添付された書類について、評価方法基準に基づく図面審査を行った結果、適合していたので通知いたします。  
 また、性能に応じて所定の時期に現場検査がありますので通知いたします。現場検査の予約や図書、資料のやり取りは弊社HP「JAICポータル」を活用頂けますようよろしくお願いいたします。

- 1. 引受業務 住宅性能証明書
- 2. 住宅又は建築物の名称 ●●●●●●●●
- 3. 確認する性能 耐震等級2
- 4. 現場検査時期

<input type="checkbox"/> 断熱等性能又は一次エネルギー消費量	一回目 内装下地張り直前の工事完了時
	二回目 竣工時
<input checked="" type="checkbox"/> 耐震又は免震	一回目 基礎配筋完了時
	二回目 躯体工事完了時
	三回目 竣工時
<input type="checkbox"/> 高齢者等配慮対策	竣工時

※性能表示事項に変更がある場合は現場検査前に変更申告書を提出してください。

- 5. 現場検査予約と必要書類
  - ・現場検査時期を超える前に弊社HPのWEBサービス「JAICポータル」「検査予約」にて現場検査の予約を行ってください。
  - ・施工状況報告書を検査毎に提出してください。
  - ・確認する性能に応じて、ミルシート、強度試験報告書、納品書、施工状況報告書を補足する写真・図書を提出してください。
- 6. 竣工時の現場検査終了後
  - ・図面審査及び現場検査(竣工時)を行った後、申請者は建物登記を行い、登記簿を各支店に提出してください。
  - ・登記簿に記載される家屋番号を確認した後、申請者に対して住宅性能証明書を発行いたします。

株式会社 J建築検査センター

住宅性能証明書

証明申請者	住所	東京都●●●●●
	氏名	証明申請者名●●●●●
家屋番号及び所在地		家屋番号：●●●●● 所在地：東京都●●●●●
住宅性能	住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合	<p>次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋</li> <li>2. 評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋</li> <li>3. 評価方法基準第5の1の1-1(3)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋</li> <li>4. 評価方法基準第5の1の1-3(3)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋</li> <li>5. 評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋</li> </ol>
	建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合	<p>次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋</li> <li>2. 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋</li> <li>3. 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋</li> <li>4. 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋</li> <li>5. 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋</li> </ol>
	住宅用の家屋について増改築等をする場合	<p>次のいずれかの基準に適合する増改築等をした後の住宅用の家屋</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋</li> <li>2. 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋</li> <li>3. 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋</li> <li>4. 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋</li> </ol>

		5. 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3、等級4 又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋
--	--	---

上記の住宅用の家屋が租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

令和 ●年 ●●月 ●●日

証明を行った 指定確認検査 機関、登録住 宅性能評価機 関又は住宅瑕 疵担保責任保 険法人	名 称		株式会社 J建築検査センター		印
	住 所		東京都渋谷区渋谷一丁目13番9号 渋谷たくぎんビル5階		
	指定・登録年月日		平成28年12月26日		
	指定・登録番号（ 指定確認検査機関 又は登録住宅性能 評価機関の場合）		指定確認検査機関 国土交通大臣 第28号		
	指定をした者(指定 確認検査機関の場 合)		国土交通省大臣		
指定確認検査 機関が証明を 行った場合の 調査を行った 建築士又は建 築基準適合判 定資格者	氏 名		●●●●		
	建 築 士 の 場 合	一級建築 士、二級 建築士又 は木造建 築士の別	登録番号		
			登録を受けた都 道府県名(二級建 築士又は木造建 築士の場合)		
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号	●●●●	
		登録を受けた地 方整備局等名	●●●●		
登録住宅性能 評価機関が証 明を行った場 合の調査を行 った建築士又 は建築基準適	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築 士、二級 建築士又 は木造建 築士の別	登録番号		
			登録を受けた都 道府県名(二級建 築士又は木造建 築士の場合)		

合判定資格者 検定合格者	建築基準適合判定 資格者検定合格者 の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
			合格通知番号又は合格証書番号		
住宅瑕疵担保 責任保険法人 が証明を行っ た場合の調査 を行った建築 士又は建築基 準適合判定資 格者検定合格 者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築 士、二級 建築士又 は木造建 築士の別			
			登録を受けた都 道府県名(二級建 築士又は木造建 築士の場合)		
	建築基準適合判定 資格者検定合格者 の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号					

(用紙 日本産業規格 A4)

#### 備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「住宅性能」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項に定める基準であって当該欄に掲げる項目のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。なお、住宅用の家屋について増改築等をする場合の欄にあつては、当該住宅用の家屋に係る当該増改築等が完了した後の住宅性能について判定する。
- 4 「証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
  - (1) 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
  - (2) 「証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の「指定・登録年月日」、「指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）」及び「指定をした者（指定確認検査機関の場合）」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

- 5 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
  - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
  - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
  - (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 6 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
  - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
  - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
  - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。
- 7 「住宅瑕疵担保責任保険法人の場合が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
  - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載する

ものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。